

# 新たな研究開発法人制度の創設について

# 新たな研究開発法人制度創設までの経緯

[○科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～\(平成25年6月7日閣議決定\)](#)

[○日本再興戦略-JAPAN is BACK-\(平成25年6月14日閣議決定\)](#)

[○経済財政運営と改革の基本方針について\(平成25年6月14日閣議決定\)](#)

【概要】

研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。

[○第114回総合科学技術会議\(平成25年9月13日開催\)](#)

【有識者議員】

今後、総合科学技術会議で効率的に審議を進める為には、まず、山本科学技術政策担当大臣にイノベーションを創出する上で、最も理想的な制度設計のあり方とか論点はどのようなものかというのを集中的に詰めて頂き、その上でこの総合科学技術会議に報告して頂いて、それをたたき台にして議論を進めてはどうか。

[○成長戦略のための新たな研究開発法人制度について\(平成25年11月19日新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会報告\)](#)

【概要】

成長戦略に資するゼロベースの行政改革を断行し、投入予算に対して最大の成果を得ることを可能とする、独法制度とは異なる新たな法制度を創設すべきである。

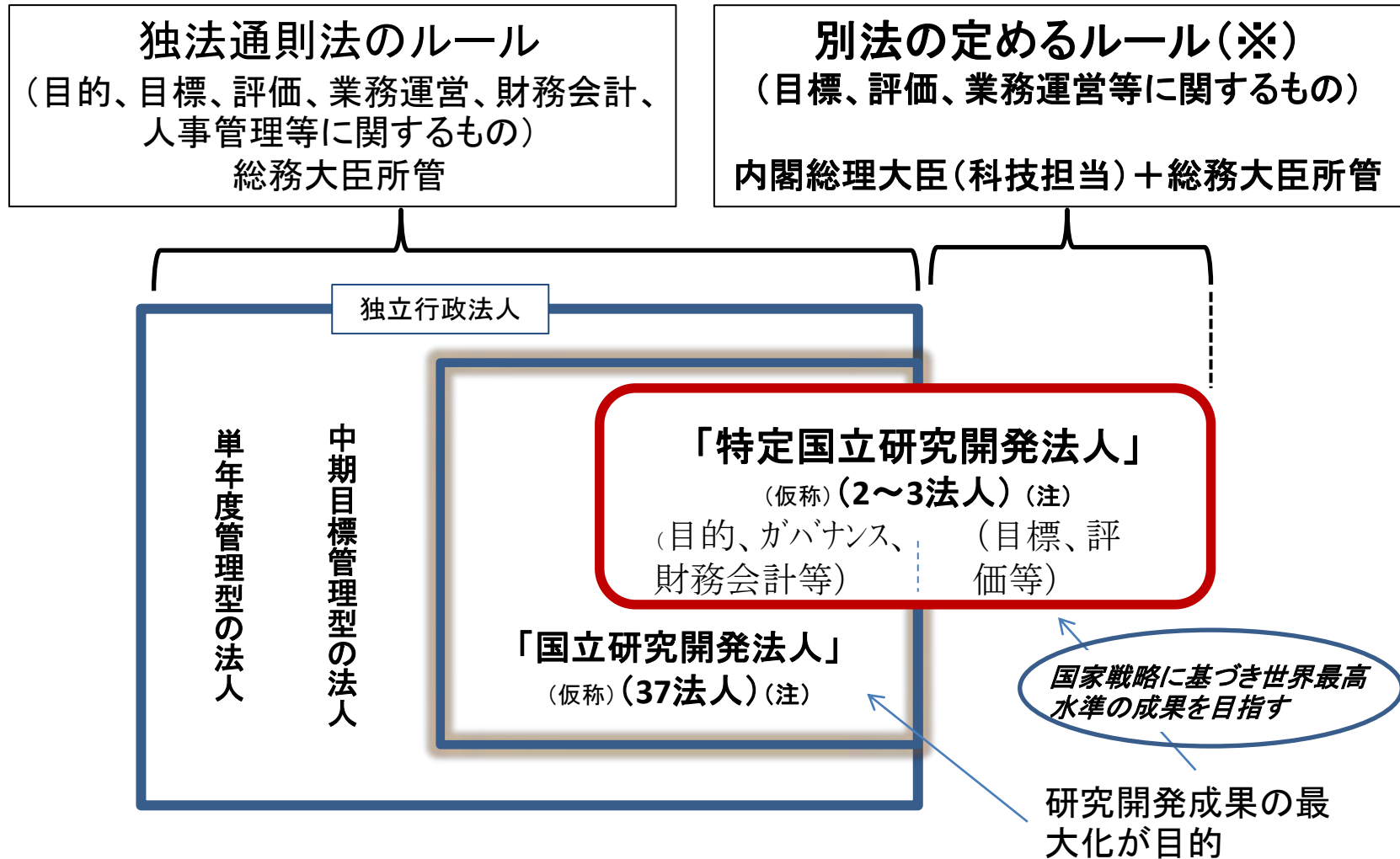
[○第115回総合科学技術会議\(平成25年11月27日開催\)](#)

【安倍内閣総理大臣】

本日の議論の中で、世界最高水準の研究開発法人の実現を目指すことについては一致を見たと思う。今後、具体的な制度のあり方について、関係閣僚の間で調整を進め、年末にしっかりした方針を示したい。

[○独立行政法人改革等に関する基本的な方針\(平成25年12月24日閣議決定\)](#)

# 世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設



※別法(特例法)では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発の推進、目標や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術会議の強い関与等について定める。

(注) 「国立研究開発法人」の法人数については、現在の研究開発力強化法で指定されている研究開発法人数を表記しているが、一般の独法改革における組織の見直しにより数が変わりうる。

また、「特定国立研究開発法人」と対象となる法人数は確定しておらず、「極力少数に限定する」とこととされている。

# 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

## 【平成25年12月24日 閣議決定】（1/2）

### 5. 研究開発型の法人への対応

#### (1) 研究開発型の法人(国立研究開発法人(仮称))に共通に講ずるべき措置

- 研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関することを追加するものとする。
- 研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。
- 研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。
- 中期目標期間を長期化し、最大7年とする。
- 目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。

# 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

## 【平成25年12月24日 閣議決定】（2/2）

### (2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人(特定国立研究開発法人(仮称))に対する措置

- 主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標(最大7年)を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。

なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとする必要がある。

- 総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
- 法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。